水源環境保全・再生かながわ県民会議設置要綱	
新	旧
<第1条~第2条(略)>	<第1条~第2条(略)>
(委員) 第3条 県民会議の委員は、学識経験を有する者 9名以内、関係団体から推薦された者5名以内 及び公募により選任された者各10名以内の合計 24名以内とし、知事が委嘱する。 2 県民会議の委員の任期は、「かながわ水源環 境保全・再生実行5か年計画」における計画期 間の前半は3年、後半は2年とする。また、再 任については、「附属機関等の設置及び会議公 開等運営に関する要綱」によるものとする。	(委員) 第3条 県民会議の委員は、学識経験を有する者 9名以内、関係団体から推薦された者5名以内 及び公募により選任された者各10名以内の合計 24名以内とし、知事が委嘱する。 2 県民会議の委員の任期は、「かながわ水源環 境保全・再生実行5か年計画」における計画期 間の前半は2年、後半は3年とする。また、再 任については、「附属機関等の設置及び会議公 開等運営に関する要綱」によるものとする。
3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
<第4条~第9条(略)>	<第4条~第9条(略)>
附則 この要綱は、平成19年4月1日から施行す る。	附則 この要綱は、平成19年4月1日から施行す る。
附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行す る。	附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行す る。	附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行す る。
附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行す る。	附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行す る。
附則 この要綱は、平成24年4月1日から施行す る。	附則 この要綱は、平成24年4月1日から施行す る。
附則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。	附則 この要綱は、平成26年4月1日から施行す る。
附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。	附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行す る。	附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行す る。
附則 この要綱は、平成30年11月6日から施行す る。	附則 この要綱は、平成30年11月6日から施行す る。
<u>附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</u>	